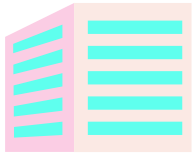


放置駐車違反対策強化

車両の使用者に対する 放置違反金納付命令

車両に標章が取り付けられた日の翌日から30日以内に、車両の運転者が反則金を納付しない等、その責任を追及できない場合に、車両の**使用者**に対して放置違反金の納付が命ぜられます。



県公安委員会

放置違反金
納付命令書



車両の使用者

常習違反者に対する車両の 使用制限

車両の使用者が一定回数以上、繰り返して放置違反金納付命令を受けた場合、3月を超えない範囲内で車両の**使用が制限**されます。



放置車両の確認と 確認標章取付けの民間委託

警察署長は、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務の全部又は一部を公安委員会の登録を受けた法人に委託することができます。

放置車両の確認等は、公安委員会から駐車監視員資格者証の交付を受けた者が行います。放置車両確認機関の役職員には、秘密機関の役職員には保秘義務が課せられるとともに、罰則の適用では公務に従事する職員とみなされます。



違反金滞納者に対する 車検拒否、滞納処分

放置違反金を滞納して督促を受けている使用者が、納付命令の原因となる違反をした車両について車検を受けようとするときは、放置違反金を納付したことを証明する書面の提示がない限り車検が拒否されます。

また、放置違反金の納付命令を受けた使用者が違反金を滞納した場合は、地方税の滞納処分の例により徴収されます。

放置違反金未払は



逃げ得は許さないぞ!!